

令和9年度（令和8年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考追加試験 実施要項

宮崎県教育委員会

宮崎県では、このような教員を求めています！

- ◎ 子どもに対する愛情と教育に対する情熱・使命感をもち、子どもとの信頼関係を築くことができる。 【愛情と情熱・使命感】
- ◎ 分かりやすい授業を行い、子どもに確かな学力を育成するなど高い専門性を身に付けている。 【高い専門性】
- ◎ 社会人としての幅広い教養と良識や倫理観、心の豊かさを身に付けている。 【幅広い社会性、倫理観、人間性】
- ◎ 絶えず学び続け、自らの資質能力を高めている。 【学び続ける姿勢】

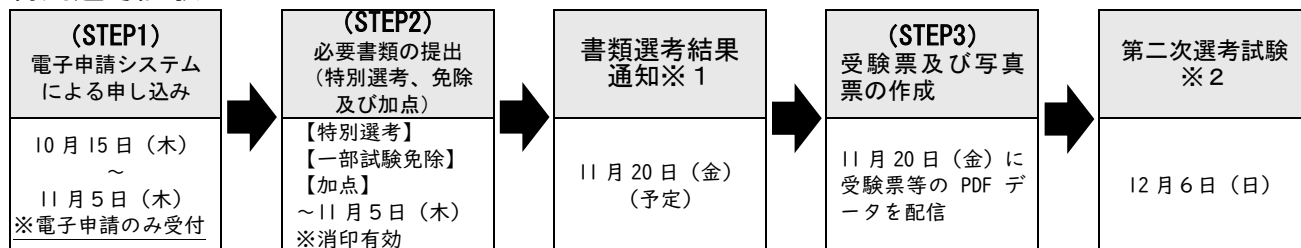
■ 出願から試験までの流れ ■

1 小学校教諭等全教科、中学校教諭等（国語、理科、美術、技術）

一般選考試験



特別選考試験

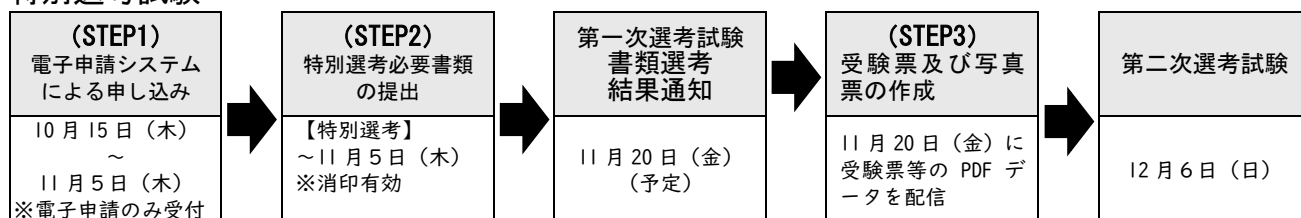


※1 書類選考合格者は第二次選考試験から受験、不合格者は第一次選考試験から受験

※2 一般選考受験者は第一次選考試験と第二次選考試験を同日に受験していただきます。なお、可否の判断は第一次選考試験と第二次選考試験で別々に行います。

2 小学校教諭等特別支援、中学校教諭等（社会、家庭科）、高等学校教諭等〔農業（栽培、畜産）、工業（工業化学）、水産（機関）〕、特別支援教諭等（音楽、美術）

特別選考試験



宮崎県公立学校教員の採用候補者を選考するために、追加選考試験を次のとおり実施します。

1 受験申請期間

令和8年10月15日（木）から令和8年11月5日（木）まで（消印有効）

※ 特別選考、一部試験免除、加点は、書類の提出が必要です。

2 試験期日（日程は11月20日に通知するの「受験上の留意事項」を確認）

令和8年12月6日（日）

※ 「一般選考追加試験第一次選考試験及び第二次選考試験」並びに「特別選考追加試験の第二次選考試験」を同日に実施します。

3 試験会場

会 場		所 在 地
【宮崎会場】	宮崎県防災庁舎	宮崎市橘通東1丁目9番18号
【東京会場】	三州郷土館	東京都品川区上大崎一丁目20番27号

4 選考区分、受験区分、教科（科目）等

受験区分	教科（科目）等	一般選考	特別選考				採用 予定者数
			元・現 教員	障がい	社会人 A	社会人 B	
小学校教諭等	全教科	○	○	○			40名程度
	特別支援		○	○			4名程度
中学校教諭等	国語	○	○	○			14名程度
	社会		○	○			若干名
	理科	○	○	○			15名程度
	美術	○	○	○			7名程度
	技術	○	○	○			9名程度
	家庭科		○	○			4名程度
高等学校教諭等	農業（栽培）		○	○	○	○	若干名
	農業（畜産）		○	○	○	○	若干名
	工業（工業化学）		○	○	○	○	若干名
	水産（機関）		○	○	○	○	若干名
特別支援学校教諭等	音楽		○	○	○		若干名
	美術		○	○	○		

【留意事項】

- ① 「教諭等」には、任用の期限を付さない常勤講師を含んでおり、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。
- ② 採用後の人事異動により、採用時に配置された学校種とは異なる校種へ異動となる場合があります。
- ③ 原則として、小学校教諭等特別支援の採用者は、特別支援学級の学級担任として特別支援教育を中心とした業務に携わることになります。ただし、赴任先の状況により通常の学級担任となる場合もあります。
- ④ 特別支援学校教諭等音楽・美術の採用者は、専科教員（その教科のみ教える教員）として採用するものではありません。

5 受験資格

次の各号の全てに該当する者とします。

(1) 全ての受験者に共通する受験資格要件

- ア 地方公務員法第16条(欠格条項)及び学校教育法第9条(欠格事由)に該当しない者
- イ 受験年齢に関しては、昭和42年(1967年)4月2日以降出生の者
- ウ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第7項に定める特定性犯罪の前科がない者
- エ 令和9年度(令和8年度実施)宮崎県公立学校教員採用選考試験の一般選考試験または特別選考試験に同じ受験区分で受験していない者

(2) 試験区分別の以下の普通免許状を所有する者又は令和9年3月末までに取得見込みの者

※1、2

受験区分	免許等
小学校教諭等全教科	小学校普通免許状
小学校教諭等特別支援	小学校普通免許状及び特別支援学校普通免許状 ※3, 4
中学校教諭等	受験教科の普通免許状
高等学校教諭等(水産(機関)除く)	受験教科の普通免許状
高等学校教諭等水産(機関)	高等学校水産又は高等学校商船の普通免許状
特別支援学校教諭等音楽	特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の音楽の普通免許状 ※3, 4
特別支援学校教諭等美術	特別支援学校普通免許状及び中学校又は高等学校の美術の普通免許状 ※3, 4

※1 「社会人を対象とした特別選考試験B」の場合を除きます。

※2 教員としての在籍年数と単位修得により、免許状を取得見込みの者は、令和9年3月末までに取得できるかどうかについて、免許申請を考えている都道府県の教員免許担当課にお尋ねください。会計年度任用講師の場合は、日数の計算が異なる場合があります。

※3 特別支援学校普通免許状とは、特別支援教育領域である「知的障がい者に関する教育の領域」、「肢体不自由者に関する教育の領域」、「病弱者に関する教育の領域」、「視覚障がい者に関する教育の領域」、「聴覚障がい者に関する教育の領域」のうち1つ以上のもの

※4 特別支援学校教諭等において、盲学校普通免許状、聾学校普通免許状、養護学校普通免許状を所有している者は、それぞれ、「視覚障がい者に関する教育の領域」、「聴覚障がいに関する教育の領域」、「知的障がい者に関する教育の領域」・「肢体不自由者に関する教育の領域」・「病弱者に関する教育の領域」に係る特別支援学校普通免許状を所有していることとみなします。

【キャリアチェンジに伴う免許取得のための採用猶予規定】

本人の申出により、以下の要件を満たす者には、(2)の免許取得期限を令和12年3月末までとすることが可能です。

- ① 令和9年3月末までに、受験区分(教科等)の普通免許状を所有しておらず、隣接校種の普通免許状(例1:小学校教諭等を受験する場合は幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状、例2:中学校教諭等国語を受験する場合は小学校教諭又は高等学校教諭国語の普通免許状)を所有している者
- ② 小学校教諭等全教科・特別支援、中学校教諭等国語・理科・美術・技術を一般選考試験で受験する者

【チラシ】

※ ①及び②の要件を満たし、採用猶予を希望する者は、電子申請システムによる申込みで猶予希望を「希望有り」としてください。

※ 12月6日に要件の確認を行いますので、11月20日(金)に配信する「受験上の留意事項」を御確認ください。



6 第一次選考試験

(1) 一般選考試験

① 筆記試験内容

「教職教養」の試験及び「専門」の試験を実施します。

ア 「教職教養」の試験は、教育関係法規、教育原理、教育心理、特別支援教育、道德教育、国の教育施策、本県の教育・歴史・文化等に関する事等、教職全般に関する内容（学習指導要領を含む。）とします。

イ 「専門」の試験については、受験区分の教科（科目）等に関する内容（学習指導要領を含む。）とします。

② 第一次選考試験の配点等

ア 受験区分ごとの配点

内容	小学校全教科	中学校
教職教養	50点	50点
専門	100点	100点
合計	150点	150点

イ 加点制度（特定免許・資格等を所有する者の加点申請制度）

次に示す免許や資格を所有する者で、加点を希望する者は、電子申請システムで加点を希望し、根拠書類を令和8年11月5日（消印有効）までに提出してください。書類の提出がない場合又は不備がある場合は加点を行いません。

	加点項目	加点対象校種及び加点		根拠書類
		小	中	
①	司書教諭資格を所有する者（見込不可）	4点	4点	修了証明書の写し
②	中学校免許状（英語）又は高等学校免許状（英語）を所有する者（見込可、①との併用不可）	4点	—	免許状の写し又は免許状取得見込証明書
③	特別支援学校免許状を所有する者（見込可）	8点	8点	
④	小学校免許状を所有する者（見込可）	—	4点	
⑤	中学校免許状（英語、技術の免許を除く）を所有する者（見込可）	4点	—	
⑥	中学校免許状（音楽、美術、家庭）のいずれかを所有する者（見込可）	—	4点	
⑦	中学校免許状(技術)を所有する者(見込可)	8点	8点	実施団体又は資格認定協会が発行する証明書の写し
⑧	英検2級などのCEFR B1相当以上の英語力を有する者（②との併用不可）	4点	—	
⑨	情報処理推進機構（IPA）が実施する情報処理技術者試験・基本情報技術者試験合格者又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者	4点	4点	資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写し

※ 加点の合計点は24点を上限とします。

※ 免許状の種類（専修、一種、二種）は問いませんが、特別免許状及び臨時免許状は除きます。

(ア) 受験資格となる免許状は加点の対象となりません。（例：表中⑦中学校教諭等技術の受験者に、「中学校免許状(技術)を所有する者」の加点は該当しない。このほか、⑥も同様。）

(イ) CEFRについては文部科学省の示すCEFR対照表をご確認ください。

(ウ) 改姓等により証明書等の氏名が現在と異なる場合は、氏名の変更が確認できる書類（戸籍謄本、戸籍抄本等）も併せて提出してください。

(エ) 大学が免許状取得見込証明書を発行できない場合には、大学から教職員課までお問い合わせください。

(オ) 免許状取得見込証明書の提出者のうち内定通知を受けた者は、「免許状」の写しを令和9年3月末までに提出してください。提出できない者や虚偽の内容を申請した者は採用内定後であっても内定を取り消すことがあります。免許状取得が難しい状況になった場合は必ず教職員課採用・育成担当（0985-26-7241）まで連絡すること。

ウ その他

第一次選考試験の得点結果は、第二次選考試験の選考には反映されません。ただし、第二次選考試験の結果が同点の場合は、第一次選考試験の得点結果を第二次選考試験の選考に反映します。

③ 受験上の一部試験免除

第一次選考試験における以下の各試験の免除を希望する者は、電子申請システムで希望し、根拠書類を令和8年11月5日（消印有効）までに提出してください。書類の提出がない場合又は不備がある場合は一部試験免除を行いません。

対象者	免除に係る条件	根拠書類	免除内容
臨時的任用講師等	令和3年度から令和7年度までの5年間のうち、通算24月以上、本県において、臨時的任用講師又は会計年度任用講師又は養護助教諭として勤務経験がある者並びに私立学校教員（正規教員）として勤務経験がある者 〔留意事項〕 ア 実習助手や学習支援員等、単独で授業を行わない者（特別支援学校教諭等を除く。）、学校栄養職員としての臨時的任用職員は対象外です。 ※ 要件について不明な点がある場合は必ずお問い合わせください。 イ その月に任用期間が15日以上ある場合は、1月と数えます。ただし、会計年度任用講師の場合は月数に1/2を乗じて数えます。 ウ 臨時的任用講師とは、法律等に基づき、県教育委員会、市町村教育委員会及び国立大学法人（この表において「県教育委員会等」という。）が期間を定めて臨時に任用する職員であって、県教育委員会等が設置する学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校（この表において「学校等」という。）に常時勤務する教員をいいます。 エ 会計年度任用講師とは、法律等に基づき、県教育委員会等が期間を定めて臨時に任用する職員であって、県教育委員会等が設置する学校等において常時勤務することを要しない教員をいいます。 オ 私立学校教員（正規教員）とは、学校法人等が設置する学校等で常時勤務する正規教員をいいます。 ※ 任期付き以外の正規採用の者に限る。	様式1又は該当期間の辞令の写し又は委嘱状の写し	第一次選考試験 教職教養
現職教員	令和8年度に公立等の学校等において教諭・養護教諭・栄養教諭として勤務している者 ※ 任期付き以外の正規採用の者に限る。	様式1又は現任校の辞令の写し	
他県・本県元教員	公立等の学校等において教諭・養護教諭・栄養教諭としての勤務実績が通算24月以上ある者	様式1	
前年度大学3年生チャレンジ受験「合格」の者	令和8年度（令和7年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験大学3年生チャレンジ受験において「合格」と決定した者で、第一次選考試験の教職教養の免除を希望する者	昨年度選考試験結果の写し	
前年度「補欠」の者	令和8年度（令和7年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考試験において「補欠」と決定した者で、第一次選考試験の免除を希望する者 ※令和8年度採用選考試験で補欠となった教科（科目）等に限る。	補欠に関する第二次選考試験結果の写し	第一次選考試験

様式1は、県庁HP〔令和9年度（令和8年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考追加試験の実施について〕からダウンロードしてください。

(2) 特別選考試験

① 選考方法

- ア 書類選考を行い、その結果を令和8年11月20日（金）にメールを送付予定です。メールが届かない場合は、教職員課に連絡をしてください。
- イ 特別選考試験の書類選考結果が「合格」となった者は、第二次選考試験（一般選考試験と同じ。）を受験することになります。詳細は受験票と併せて配信する「受験上の留意事項」を御確認ください。
- ウ 小学校教諭等全教科及び中学校教諭等（国語・理科・美術・技術）において特別選考試験の書類選考結果が「不合格」となった場合、第一次選考試験（一般選考試験）において、同じ受験区分、教科（科目）等を受験することができます。

② 特別選考試験の種類

ア 他県現職教員、他県元教員及び本県元教員を対象とした特別選考試験

(ア) 出願資格（以下の要件を全て満たす者）

- α **5 受験資格**を満たしている者
- β 次のいずれかに該当する者

【他県現職教員】

本県以外の国公立の学校教育法第1条に規定される小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭として、令和9年3月31日現在で2年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務経験のある者（ただし、現在休職中でない者とする。）

【他県元教員及び本県元教員】

他県または本県の国公立の学校教育法第1条に規定される小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭として令和8年3月31日現在で2年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務経験のある者

※ 現職または元教員として勤務経験のある受験区分、教科等に限る。

※ 任期付き以外の正規採用の者に限る。

(イ) その他

一般選考試験を受験する場合、希望があれば第一次選考試験「教職教養」を免除します。希望する場合は、宮崎県電子申請システムで申込みください。なお、免除のための雇用証明書（様式1）の提出は不要です。

イ 障がいのある者を対象とした特別選考試験

(ア) 出願資格（以下の要件を全て満たす者）

- α **5 受験資格**を満たしている者
- β 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持している者

(イ) その他

障がいの種類や程度により、試験内容及び方法について配慮を行いますので、直接教職員課に相談してください。

ウ 社会人を対象とした特別選考試験A

対象受験区分：高等学校教諭等農業・工業・水産

特別支援学校教諭等知的他・音楽・美術

出願資格（以下の要件を全て満たす者）

- α **5 受験資格**を満たしている者
 - β 民間企業（私立学校・学習塾・予備校等を除く。）、官公庁等（公立学校の教員を除く。）に正規職員として継続して3年以上（令和8年3月31日現在）の勤務経験を有する者で、高等学校教諭等農業・工業・水産、特別支援学校教諭等知的他・音楽・美術に関する知識や技能が優れていると認められ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっている者
- ※ 必要に応じて、実績を証明する書類の提出を求めています。

- エ 社会人を対象とした特別選考試験B(教員免許状【普通免許状】不要)
対象受験区分：下の表に記載の受験区分

出願資格（以下の要件を全て満たす者）
α 5 受験資格 （1）を満たしている者
β 次の表の受験区分、教科（科目）等に応じた資格・経験等の要件を満たし、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもっている者

受験区分、教科（科目）等	資格・経験等
高等学校教諭等農業（栽培、畜産）	○高等学校を卒業していること又は高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有している者 ○希望する科目等に関連する業務の実務経験が5年以上（令和8年3月31日現在）ある者 ○希望する科目等に関する資格を有し、希望する科目等に関する知識や技能が優れていると認められる者
高等学校教諭等工業（工業化学）	○大学、短期大学、高等専門学校を卒業している者 ○希望する科目等に関する業務に携わった経験が3年以上（令和8年3月31日現在）ある者 ○希望する科目等に関する資格を有し、希望する科目等に関する知識や技能が優れていると認められる者
高等学校教諭等水産（機関）	○3級以上の海技士（機関）の海技免状を所有している者 ○本免許状に基づく実務経験が、3年以上（令和9年3月31日現在）ある者 ○その実務経験により高等学校教諭等水産（機関）に関する知識や技能が優れていると認められる者

③ 出願に必要な提出書類等

対 象	提出書類等
ア 他県現職教員、他県元教員及び本県元教員	① 令和9年度 特別選考試験自己推薦書（様式3） ② 雇用証明書（様式4）
イ 障がいのある者	① 令和9年度 障がいのある者を対象とした特別選考試験証明書（様式5）
ウ 社会人対象A	① 令和9年度 社会人を対象とした特別選考試験自己推薦書（様式9）
エ 社会人対象B ※ 全教科共通	① 令和9年度 社会人を対象とした特別選考試験自己推薦書（様式9）
高等学校教諭等農業（栽培、畜産）	② 最終学歴を示す卒業証明書等 ③ 希望する科目等に関する資格の合格証書等の写し ④ 5年以上の実務経験を証明するもの（雇用証明書等）
高等学校教諭等工業（工業化学）	② 最終学歴を示す卒業証明書等 ③ 希望する科目等に関する資格の合格証書等の写し ④ 3年以上の実務経験を証明するもの（雇用証明書等）
高等学校教諭等水産（機関）	② 3級以上の海技士（機関）の海技免状の写し ③ 3年以上の実務経験を証明するもの（雇用証明書等）

各様式は、「令和9年度 宮崎県 教員採用」でWeb 検索し、[令和9年度（令和8年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考追加試験の実施について] からダウンロードしてください。

- ※ 教員免許を有さず、採用候補者として登録された場合、宮崎県教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。
- ※ 特別免許状授与申請には、検定手数料及び授与手数料が必要となります。また、必要に応じて、実績を証明する書類の提出を求めることがあります。
- ※ 特別免許状についてのお問合せは教職員課管理担当（TEL：0985-26-7240）へお願いします。

7 第二次選考試験

(1) 試験内容

① 「個人面接」、「模擬授業」

ア 「模擬授業」の領域、単元名等については、第二次選考試験受験者へ事前にお知らせします。

イ 小学校教諭等全教科の「模擬授業」は、国語科、算数科、道徳科のいずれかで実施します。

小学校教諭等特別支援の「模擬授業」は、それぞれ専門の内容で実施します。

ウ 中学校教諭等技術は、ＩＣＴ端末（パソコン、タブレット端末等）を用いた「模擬授業」を実施します。詳細は、第二次選考試験受験者へ事前にお知らせします。

(2) 第二次選考試験の配点

内 容	各点数
模擬授業	30点
個人面接	30点
合計	60点

(3) 留意事項

- ① 一般選考受験者は第一次選考試験と第二次選考試験を同日に受験していただきます。そのため、第一次選考試験で不合格の場合は、第二次選考試験は無効とさせていただきます。
- ② 試験中は会場から外出できませんので、必要に応じて飲み物・昼食の準備をしてください。
- ③ 試験時間中は、携帯電話、パソコン、スマートフォン、スマートグラスやスマートウォッチ等のウェアラブル端末、電子辞書、ＩＣレコーダー等の電子機器は、試験室内に持ち込めません。
- ④ 会場の駐車場は利用できません。送迎の場合、会場周辺での乗降は、交通渋滞のおそれがあるため避けてください。

8 出願手続き等

必ず電子申請システムでの申込みが必要です。手続期間を過ぎての入力はできません。

なお、令和9年度（令和8年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考追加試験から出願手続が変更になりましたので、御注意ください。

Step0 電子申請システムの利用にあたってはメールアドレスの登録が必須となります。御提供いただいたメールアドレスは、試験の延期・中止の連絡や、自然災害など緊急時の重要なお知らせのために使用いたします。

過去にはメールアドレスの入力不備により、連絡が届かず受験者さまに御迷惑をおかけした事例がございます。つきましては、以下の点に十分ご注意ください、必ず正確なメールアドレスをご入力くださいますようお願いいたします。

ア メールアドレスは誤字や入力ミスのないよう、再度御確認ください。

イ 受験当日まで、どこからでもアクセス可能で通知を受け取れるメールアドレスを御登録ください。

ウ 携帯電話のキャリアメールの場合、迷惑メール設定により受信拒否される恐れがありますので、設定の確認もお願いいたします。

エ 受信容量によりメールが受信できない恐れがありますので、容量を空けてください。

オ 御登録いただいたメールアドレスをやむを得ず変更する場合、速やかに教職員課採用・育成担当(0985-26-7241)まで御連絡ください。

Step 1 県ホームページのリンクからアクセスし、必要な事項を手続期間内に入力してください。申込みが完了すると、「申請受け付けのお知らせ」が登録したメールアドレスに届きます。

Step 2 加點申請者、一部試験免除希望者及び特別選考試験受験者は、提出書類を期間内に郵送してください。

必要事項入力期間（電子申請システム）	書類提出期間（封書による郵送）
【一般選考試験】 令和8年10月15日（木）から 令和8年11月 5日（木）まで 【特別選考試験】 令和8年10月15日（木）から 令和8年11月 5日（木）まで	【一部試験免除に係る根拠書類】 令和8年10月15日（木）から 令和8年11月 5日（木）まで消印有効 【加點申請に係る根拠書類】 令和8年10月15日（木）から 令和8年11月 5日（木）まで消印有効 【特別選考試験に係る提出書類】 令和8年10月15日（木）から 令和8年11月 5日（木）まで消印有効

Step 3 令和8年11月20日（金）に受験票、写真票、及び「受験上の留意事項」を配信します。印刷し、写真票への写真貼付をしてください。詳細は「受験上の留意事項」を御確認ください。

(1) 電子申請における留意事項

- ① noreply@mail.graffer.jpからのメールを受信できるよう、端末を設定してください。
- ② 外字等、該当する文字が入力できない場合は、類似した文字を入力してください。
- ③ 申請作業中一定時間入力がない場合、システムが強制終了する場合がありますので御注意ください。（Grafferアカウントでログインした場合は一時保存が可能です。）
- ④ 送信内容に訂正が生じた場合、複数回登録してしまった場合は以下のフォームから御連絡ください。

【二次元コード】

外部リンク：[訂正・重複登録対応フォーム](#)



(2) 出願の手順

[別紙の出願手続案内を参考にしてください。](#)

(3) 書類の提出方法

加點申請者、一部試験免除希望者及び特別選考試験受験者は、「提出書類確認表」と提出書類を封筒に入れて簡易書留で郵送してください。封筒の表には、「出願封筒貼付用紙」をしっかりと糊付けして提出してください。

各様式は、「令和9年度 宮崎県 教員採用 追加試験」で Web 検索し、[令和9年度（令和8年度実施）宮崎県公立学校教員採用選考追加試験の実施について] からダウンロードしてください。

(4) 提出書類の送付先

宮崎県教育庁教職員課 採用・育成担当

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 TEL 0985 (26) 7241

9 選考試験結果の通知

- (1) 選考試験の可否は、令和8年12月16日(水)(特別選考追加試験第一次選考試験の結果は、令和8年11月20日(金))にメールで送付する予定です。通知が届かない場合は、教職員課に連絡してください。
- (2) 試験において、不合格者全員に各試験の得点、総合得点をお知らせします。ただし、小学校教諭等全教科及び中学校教諭等(国語、理科、美術、技術)の一般選考試験を受験し、第一次選考試験において不合格だった場合、第一次選考試験の結果のみお知らせします。
- (3) 採用するのにふさわしくない非違行為があった場合や申込内容等に詐称があった場合は、内定を取り消すことがあります。
- (4) 令和9年3月31日時点で免許状を取得できない場合(加点も含む)は、内定を取り消すことがあります。免許状取得が難しい状況になった者は速やかに連絡をください。

10 大学院修士課程等在籍者又は進学者に対する採用猶予

採用内定者が、大学院修士課程又は専門職学位課程(教職大学院)への修学継続又は進学を希望する場合、本人の申出により、以下の要件を満たした者には「名簿登載による1年間又は2年間の採用猶予」を認めます。

	令和8年度に大学院修士課程に在籍している者が1年間の採用延期をする場合	令和9年度に大学院修士課程に進学する者が2年間の採用延期をする場合
普通免許状について	受験区分に応じた普通免許状を取得している者、又は令和9年3月末日までに取得見込の者	
専修免許状について	令和10年3月末日までに、受験区分(教科等)の専修免許状を取得見込の者	令和11年3月末日までに、受験区分(教科等)の専修免許状を取得見込の者
申請について	・電子申請システムで「希望有り」を選択 ・第二次選考試験合格後「令和9年度 大学院等在籍者の特例申請書」(様式11)及び在学証明書を速やかに提出	・電子申請システムで「希望有り」を選択 ・第二次選考試験合格し、大学院に進学することが決まった場合には、「令和9年度 大学院等進学者の特例申請書」(様式12)を速やかに提出

※ 延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、専修免許状を取得できない場合、内定を取り消すことがあります。

※ 延期期間終了までに採用するのにふさわしくない非違行為があった場合は、内定を取り消すことがあります。

11 キャリアチェンジに伴う免許取得のための採用猶予

採用内定者が「キャリアチェンジに伴う採用猶予」を希望しており、以下の要件を満たした者には、「名簿登載による最大3年間の採用猶予」を認めます。

- (1) 小学校教諭等全教科・特別支援、中学校教諭等国語・理科・美術・技術を一般選考試験で受験した採用内定者
- (2) 受験区分(教科等)の隣接校種の普通免許状(例1:小学校教諭等を受験する場合は幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状、例2:中学校教諭等国語を受験する場合は小学校教諭又は高等学校教諭国語の普通免許状)を所有している者で受験区分(教科等)に応じた普通免許状を令和12年3月末までに取得見込の者

- (3) 電子申請システムでの必要事項入力で希望確認があるので、「希望有り」を選択してください。第二次選考試験合格者となった場合には、「令和9年度 免許取得に伴う特例申請書」（様式13）を速やかに提出してください。提出期限は県が定める日までとします。次年度以降毎年8月に採用猶予の確認を行いますので、御回答ください。

※ 延期期間終了までに受験区分（教科等）の普通免許状を取得できない場合、内定を取り消します。

※ 延期期間終了までに採用するのにふさわしくない非違行為があった場合は、内定を取り消すことがあります。

12 妊娠者に対する採用猶予

採用年度に出産予定の者については、希望により採用を猶予することができます。

採用選考申込み時に妊娠中の方、又は申込み以降に妊娠が判明した方は13 問合せ先に御相談ください。

13 問合せ先

宮崎県教育庁教職員課 採用・育成担当

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号 TEL 0985 (26) 7241

外部リンク：[問合せフォーム](#)

【二次元コード】

